

第428回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和6年5月24日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 15人

1 番 井上隆市委員 2 番 江口勘四郎委員 3 番 尾形智代委員

4 番 上妻一実委員 5 番 羽島誠一委員 6 番 吉田敏恵委員

7 番 黒田浩次委員 8 番 富田憲一委員 9 番 山川光照委員

10 番 奈良崎洋一委員 11 番 長沼健司委員 12 番 松田陽一委員

13 番 鈴木萬四郎委員 14 番 後藤敏秀委員 ~~15 番 原田広幸委員~~

16 番 木村辰也委員

傍聴 なし

4 欠席委員 15番 原田広幸委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第496回農用地利用集積計画(所有権移転)について

日程6 議 第4号 第497回農用地利用集積計画(転貸を伴う利用権設定)について

日程7 議 第5号 令和5年度最適化活動の点検・評価について

日程8 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について

日程9 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程10 報告第3号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程11 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程12 報告第5号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程13 報告第6号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 谷澤貴子、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、5月16日に告示になりました、第428回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和6年5月16日、上山市農業委員会告示第5号により、令和6年5月24日、第428回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和6年5月18日付け農委第53号をもって、第428回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配布について、第428回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。 第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、15番、原田広幸委員から欠席する旨の連絡がきております。以上で報告を終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会議事規則第29条の規定により、議長において、5番、羽島誠一委員、12番、松田陽一委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は金生東二丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は大門在住の〇〇氏、農業であります。〇〇氏は新規権利取得希望者であり、大門地内の畑3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりで

	す。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、新規権利取得希望者については、農地専門委員会で聞き取りを行っておりますので、農地専門委員長より聞き取り結果について報告をお願いします。
長沼委員長	〇〇氏から聞き取りを行いましたので、結果を報告します。5月17日に聞き取りを行いました。この物件は農地付き空き家ということで探した物件だそうです。物件はリフォームしなければならないため、現在住んでいる山形市から通勤しています。育てる作物は山椒になります。大門で栽培し、ネットで販売する予定とのこと。今も作付けしてありますが、今からも面積を増やし、最高でも20aくらいであれば1人で栽培できるのではないかとのことです。その畑ですが、草生栽培で、ライ麦を蒔いて草が生えないようにするそうです。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員である私から現地調査の結果について報告します。
木村会長	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。電話で話を聞き、現場も確認しました。今、農地専門委員長よりあった通りで、既に畑として利用されており山椒も植えられた状態で、管理としては問題ないと思います。許可相当と思われますのでよろしくご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決ま

	した。次に、整理番号２について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲渡人は静岡県藤枝市在住の〇〇氏、無職、譲受人は四ツ谷一丁目在住の〇〇氏、農業、両者は兄弟であります。四ツ谷一丁目地内の畑１筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１番、井上隆市委員。
井上委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。５月２２日、両者立会いの下現地調査を行いました。この土地は、〇〇氏が上山市に在住していた頃に自分の家を建てる予定で父親から譲り受けたそうです。現在は住まいを変え静岡に住んでいるということで、兄の〇〇氏に贈与するものになります。現場は〇〇氏が家庭菜園などで管理しております。許可相当と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、農地法第５条の規定による許可申請について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長	議第２号、農地法第５条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の２ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。借り人は権現堂在住の〇〇氏、自営業、貸し人は権現堂在住の〇〇氏、無職であります。借り人が飲食店を開業するにあたり、来客用駐車場として権現堂地内の田１筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の整理番号１については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。
議長	日程５、議第３号、第４９６回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、第４９６回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲受人は久保川在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は大門在住の〇〇氏であります。久保川地内の田１筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 1 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 2 について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。譲受人は原口に事務所を有する有限会社〇〇、認定農業者、譲渡人は原口在住の〇〇氏であります。原口地内の畑 1 筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 2 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程 6、議第 4 号、第 497 回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第 4 号、第 497 回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の 4 ページをお開きください。27

件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。

整理番号1について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は権現堂在住の〇〇氏であります。金谷地内の畑4筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2及び3は関連がありますので、一括して事務局長より説明をいたしますが、井上隆市委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、井上委員の退席を求めます。

(井上委員、退席)

議長 それでは、事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。借り人は久保手在住の〇〇氏、貸し人は裏町在住の〇〇氏、松山三丁目在住の〇〇氏であります。裏町地内の畑1筆、久保手地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２及び３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、井上委員の着席を許可します。 (井上委員、着席)
議長	次に、整理番号４について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について説明いたします。借り人は東町在住の〇〇氏、貸し人は高松在住の〇〇氏であります。高松地内の田１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言無しと認めます。お諮りいたします。整理番号４については、原案の通り許可することにご意義ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号５について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について説明いたします。借り人は藤吾在住の〇〇氏、貸し人は石曾根在住の〇〇氏であります。石曾根地内の田４筆について使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号5については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号6について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号6について説明いたします。借り人は久保手在住の〇〇氏、貸し人は久保手在住の〇〇氏であります。久保手地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号6については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号7について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号7について説明いたします。借り人は中山在住の〇〇氏、貸し人は中山在住の〇〇氏であります。中山地内の田2筆について使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 7 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 8 について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 8 について説明いたします。借り人は矢来四丁目在住の〇〇氏、貸し人は川口在住の〇〇氏であります。赤坂地内の田 1 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 8 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 9 及び 8 ページの整理番号 17 は関連がありますので一括して事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 9 及び 17 について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は檜下在住の〇〇氏及び三上在住の〇〇氏であります。檜下地内の田 3 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を

	終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 9 及び 17 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 10 から 12 は関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 10 から 12 について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は檜下在住の〇〇氏、細谷在住の〇〇氏、及び〇〇氏であります。檜下地内の田 2 筆、細谷地内の田 2 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 10 から 12 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 13 から 16 は関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 13 から 16 について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は皆沢在住の〇〇氏、相生在住の〇〇氏、矢来四丁目在住の〇〇氏及び檜下在住の〇〇氏であります。三上地内の田 1 筆、相生

	地内の田 2 筆、櫓下地内の田 4 筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 13 から 16 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 18 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 18 について説明いたします。借り人は上生居住在住の〇〇氏、貸し人は中生居住在住の〇〇氏であります。中生居地内の田 1 筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 18 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 19 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 19 について説明いたします。借り人は高松在住の〇〇氏、

	貸し人は高松在住の〇〇氏であります。高松地内の田 1 筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 19 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 20 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 20 について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は宮脇在住の〇〇氏であります。宮脇地内の田 2 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 20 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 21 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 21 について説明いたします。借り人は小穴在住の〇〇氏、

	貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田 1 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 21 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 22 及び 23 は関連がありますので一括して事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 22 及び 23 について説明いたします。借り人は長清水三丁目在住の〇〇氏、貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏、及び〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田 2 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 22 及び 23 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 24 について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長	整理番号２４について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の田２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２５及び２６は関連がありますので一括して事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２５及び２６について説明いたします。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は山形市在住の〇〇氏、及び川口在住の〇〇氏であります。高松地内の田１筆、石曽根地内の田５筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２５及び２６については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２７について事務局長より説明いたしますが、尾

	形智代委員が当事者の家族となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、尾形委員の退席を求めます。 (尾形委員、退席)
議長	それでは、事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号27について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、貸し人は原口在住の〇〇氏であります。原口地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号27については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、尾形委員の着席を許可します。 (尾形委員、着席)
議長	日程7、議第5号、令和5年度最適化活動の点検・評価について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第5号、令和5年度最適化活動の点検・評価について説明いたします。 別冊の「議第5号 令和5年度最適化活動の点検・評価について」をご覧ください。1ページ目をお開きください。こちらにつきましては、令和5年度の農業委員会全体の最適化活動の点検・評価を行うものになります。 まず、「1 最適化活動の成果目標」についてです。 (1) 農地の集積につきましては、集積率の目標49.0%に対し、実

績49.7%となりました。

(2) 遊休農地の解消等につきましては、緑区分解消面積の目標0.4ヘクタールに対し、実績0.0ヘクタールとなりました。

(3) 新規参入の促進につきましては、同意・公表面積の目標4.3ヘクタールに対し、実績1.7ヘクタールとなりました。

次に、「2 最適化活動の活動目標」につきましては、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数につきましては、月当たり活動日数の目標8日に対し、実績5.7日となりました。

(2) 活動強化月間につきましては、活動強化月間の実施回数の目標3回に対し、実績4回となりました。

(3) 新規参入相談会への参加につきましては、参加回数の目標1回に対し、実績なしとなりました。

次に「3 農業委員会の点検・評価結果（評語）」につきましては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。また、推進委員等の点検・評価結果につきましては、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が3人、「目標に対して期待通りの結果が得られた」が4人、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が28人となりました。

2ページ目以降につきましては、各個人ごとの最適化活動の実績をまとめたものになり、総会で出された意見を付して個人に通知することになっております。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑、意見があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言無しと認めます。お諮りいたします。令和5年度最適化活動の点検・評価については、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長 日程8、報告第1号、農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長	報告第１号、農地法第４条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。１件の届出がございました。 整理番号１について説明いたします。届出者は金生西二丁目在住の〇〇氏、無職です。隣接する畑を集合住宅建築のために転用するのを機に、これまでも庭として利用していた金生西二丁目地内の畑２筆について、宅地として合筆するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただ今の報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程９、報告第２号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の１２ページをお開きください。１件の届出がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は金生西二丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は新町一丁目在住の〇〇氏、会社役員です。金生西二丁目地内の畑５筆について、集合住宅を建築するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただ今の報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第３号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長	報告第3号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の13ページをお開きください。1件の届出がございました。 整理番号1について説明いたします。貸し人は大門在住の〇〇氏、借り人は久保川在住の〇〇氏であります。先ほど議決をいただきました、第496回農用地利用集積計画の所有権移転のため、久保川地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程11、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の14ページをお開きください。10件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号7及び8については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程12、報告第5号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第5号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の15ページをお開きください。1件の届出がございました。 整理番号1について説明いたします。貸し人は相生在住の〇〇氏、借

	り人は相生在住の〇〇氏で、両者は夫婦であります。解約後、転貸を伴う利用権を設定するため、相生地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程13、報告第6号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第6号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の16ページをお開きください。1件の届出がございました。 整理番号1について説明いたします。所有者は小倉在住の〇〇氏、施行者は藤吾に事務所を有する〇〇株式会社であります。水路からの越水被害を防止するため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 2 時 2 1 分)

議事録署名委員

議事録署名委員